

# 伊勢崎市個人情報保護審査会

## (答申第2号)

諮問第3号 伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について

## 答 申 書

### 1 郵政民営化法の施行に伴う改正（第 15 条第 1 項第 5 号関係）

非開示情報である開示請求者以外の個人に関する情報の除外規定である公務員等に関する情報の中から「日本郵政公社の役員及び職員」を除く改正については、関係法令の改正によるもので、妥当である。

#### 【説明】

現行の条例では、「日本郵政公社の役員及び職員」に関する情報は、非開示情報である開示請求者以外の個人情報（条例第 15 条第 1 項第 5 号）の例外として規定されている公務員等に関する情報のうち、独立行政法人等の役員及び職員に関する情報として取り扱い、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については公開することとしている。

しかし、郵政民営化法の施行（平成 19 年 10 月 1 日）に伴い、日本郵政公社の役員及び職員は、国家公務員及び独立行政法人等のいずれにも含まれないことになるため、通常の個人情報として取り扱う必要がある。

### 2 個人情報保護管理者の設置（第 10 条関係）

個人情報の管理の責任者を定め、課等を単位とした個人情報の管理体制を明確化することで、実施機関が保有する個人情報をより適正に管理する旨の規定を加えることは、妥当である。

#### 【説明】

近年の高度情報通信社会の進展は、データ処理の大量化、迅速化及び高度化をもたらし、社会の発展を支えるとともに、生活の利便性の飛躍的な向上に貢献している。また、本市においても、情報通信技術（IT）の活用が急速に進められつつある。

これら IT を活用し、個人情報の流通を含めた利用が量的に増大するとともに、利用の形態も多様化している状況のなかで、大量かつ高度に処理された個人情報の蓄積、流通及び利用は、迅速な行政サービスの提供を実現する反面、不当な目的での利用、流通、大量漏えいの危険性等、その取扱いによっては、個人の基本的人権を侵害するおそれを増大させ、このことについての市民の不安感も増大してきている。

これらの課題に対応するためには、個人情報の保護に関する適切な措置を講じる必要があ

るが、国の行政機関においては、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針（平成16年9月24日総務省自治行政局地域情報政策室長事務連絡）において、各行政機関に総括保護管理者、保護管理者等を置くこととしている。

そこで、本市においても、個人情報の収集、利用及び管理をし、かつ、個人情報取扱事務の届出を行う課等を単位として、実施機関における個人情報の保護に係る管理体制を組織化するとともに、個人情報の適正管理に関する責任を明確にすることで、個人情報の適正な維持管理を推進する必要がある。

なお、今後、個人情報保護責任者の職務、個人情報の適正管理に係る具体的な措置を明確化するなど、職員に対して個人情報の適正管理に係る指導及び周知を図り、実効性のある個人情報の管理体制を構築するよう要望する。

### 3 公益上の理由による裁量的開示の除外（第17条関係）

現行の規定に、公益上の理由による裁量的開示を除外するものとして、条例第15条第1項第2号を加えることは、妥当である。

#### 【説明】

現行の条例では、実施機関の裁量的開示として、「開示請求に係る自己情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該自己情報を開示することができる」旨が規定されているが、条例第15条第1項第1号に規定する法令秘情報に該当する場合は除外されている。

しかし、同項第2号に規定する「実施機関が法律又はこれに基づく政令により従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされている情報」は、当該情報を開示することについて、実施機関に裁量の余地がないものであることから、実施機関の裁量的開示を除外するものとして、同号を加えるべきである。

### 4 代理人請求の場合における開示請求者の定義（条例第14条第4項関係）

開示請求をした者（開示請求者）について、「開示請求に係る手続をした者」と「自己情報の本人」に分けて定義することは、妥当である。

#### 【説明】

現行の条例では、開示請求をした者を「自己情報の本人」と規定している。

通常は、自己情報の本人が自分の個人情報について開示請求をすることから、開示請求者は自己情報の本人と同一人になる。

しかし、例外的に、条例第 13 条第 2 項の規定により、法定代理人、成年被後見人その他実施機関が特別な理由があると認める者が自己情報の本人に代わって開示請求をすることができるが、この場合には、条例の規定の中で、当該開示請求に係る補正の要求、決定通知書の送付、自己情報の開示の実施その他開示請求に係る手続の主体となる者（自己情報の本人に代わって開示請求をした者）と開示請求に係る情報の主体となる者（自己情報の本人）を分けて考える必要がある。

## 5 その他

伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号）の規定との整合性を図るとともに、条文の整備を図ることは、妥当である。